



令和8年2月2日

中部地方整備局

建 政 部

建築基準適合判定資格者の処分について

令和8年2月2日付けで、中部地方整備局長から建築基準適合判定資格者（確認検査員）に対し、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の63第2項に基づく業務禁止の処分を行いましたので、お知らせいたします。

詳細は別紙のとおりです。

【配布先】 中部地方整備局記者クラブ

【問い合わせ先】

中部地方整備局 建政部 住宅整備課長 松田 涼

課長補佐 永治 勝

電話：052-953-8574

【処分内容】

建築基準適合判定資格者（確認検査員）

処 分 日 令和8年2月2日

処 分 権 者 中部地方整備局長

資 格 者 名 佐藤 敏雄（登録番号：第4995号）

処 分 内 容 業務禁止1月（令和8年3月19日から令和8年4月18日まで）

【処分事由の概要】

愛知県内の建築計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、法第36条に基づく建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第114条第3項の規定に適合しない（建築面積が300m²を超える建築物の小屋組が木造である場合において、小屋裏の直下の天井の全部を強化天井とせず、かつ、桁行間隔12m以内毎に小屋裏に準耐火構造の隔壁も設けない場合には、同項ただし書の規定に基づき、当該建築物を令第115条の2第1項第七号の基準に適合させる必要があるにもかかわらず、これに適合しない。）ことを見過ごし、指定確認検査機関に確認済証を交付させた。

※指定確認検査機関

法の規定に基づき、建築確認・検査の業務を実施する者として、国土交通大臣（業務実施区域が一の地方整備局管内である場合は当該地方整備局長）又は都道府県知事（業務実施区域が一の都道府県の区域である場合）が指定した者。

※建築基準適合判定資格者

法の規定に基づき、建築基準適合判定資格者検定に合格し、国土交通大臣の登録を受けた者。